

早稲田大学本庄高等学院後援会会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は早稲田大学本庄高等学院後援会(以下、本会)と称する。

第2条(目的)

本会は早稲田大学本庄高等学院保護者の会(以下、保護者の会)と連携し、早稲田大学本庄高等学院の教育活動の振興を支援すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(会員)

本会は本校卒業生の父母をもって構成する。

第4条(事務局)

本会の事務局は早稲田大学本庄高等学院内に置く。

第2章 役員

第5条(役員)

本会はその事業を運営するために次の役員を置く。

会長	1名	副会長	4名以内	会計	4名以内
会計監査	4名以内	事務局	20名以内		

第6条(役員の任期)

役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。在任年度は、総会の了承を得た日から翌々年3月31日とする。また、任期途中にて欠員が生じ選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第7条(役員の選出)

役員は会員の中から役員会が選び、総会にてこれを選任し了承を得る。ただし、欠員が出た場合は役員会で協議し決定する。

第8条(役員の職務)

役員の職務は次の通り定める。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職を代行する。
3. 会計は会計事務を担当する。出納については保護者の会事務局と連携して行う。
4. 会計監査は会計を監査する。
5. 事務局は、本会の事務処理が適切かつ円滑に遂行できるよう努める。

第9条(幹事)

本会は事業の運営を円滑に行うために幹事を置く。幹事は会員の中から役員会で協議の上指名する。また、各卒業年度において代表幹事2名以内を選出する。

第10条(顧問)

本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会が委嘱し本会運営に必要な指導、助言を行う。

第3章 会 合

第11条(総会・役員会)

本会は次の会合を行う。

1. 総会
2. 役員会

第12条(総会)

総会は会長が招集し、本会の重要事項を審議決定する。

総会は、出席者の過半数の賛成をもって決議される。

第13条(役員会)

役員会は第5条に定める役員により構成し本会の業務を審議・執行する。

1. 役員会は年に1回定時に会長がこれを招集する。また会長が必要と認めた場合、臨時に役員会を招集することができる。なお役員会は会長が議事を進行する。
2. 役員会は役員の過半数をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議される。

第4章 会 計

第14条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第15条(経費)

本会の経費は、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第16条(会計規則)

本会の会計に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、早稲田大学本庄高等学院後援会会計規則(以下、会計規則)をもって別に定める。会計規則が発効されるまでは保護者の会会計規則に準拠して処理を行う。

第5章 会則の改訂

第17条(会則の改定)

本会則の改訂は役員会に諮り、総会の承認を得るものとする。

第6章 慶弔費 第18条(慶弔費)

本庄高等学院生および同学院卒業生、ならびに教職員が逝去した際は見舞金をおくる。(卒業生は早稲田大学・大学院在籍期間に限り)詳細については別途規定を定める。

祝電・弔電・生花等が必要な場合は、役員会の了承を得る。

附則 この会則は、2008年5月10日から施行する。

附則 この会則は、2008年5月24日から施行する。

附則 この会則は、2010年5月15日から施行する。

慶弔費内規

◎本庄高等学院生・同学院卒業生(早稲田大学・大学院在学期間に限る)・教職員の逝去の際の対応

15000円相当の生花を『早稲田大学本庄高等学院後援会』名で送る。